

住宅ローンの返済、 どうしよう？



返済に不安を感じたら、 金融機関に相談しましょう。



「中小企業金融円滑化法」により、金融機関は、できる限り、住宅ローンの利用者である皆さんの返済のご相談に応じるよう、努めることとされています。

収入の減少などによって、返済に不安を感じたら、お早めにご相談ください。

どこに相談すればよいのですか？

- ① まずは、**ご利用の金融機関営業店**にご相談ください。
- ② また、**各金融機関本部には苦情相談窓口**が設置されていますので、営業店の対応がご不満の場合等にご利用ください。
- ③ さらに、以下の相談窓口もご活用ください。

- 全国銀行協会 銀行とりひき相談所 03-5252-3772
- 全国信用金庫協会 全国しんきん相談所 03-3517-5825
- 全国信用組合中央協会 しんくみ苦情等相談所 03-3567-2456
- 全国労働金庫協会 ろうきん相談所 0120-177288

「中小企業金融円滑化法」に関するご質問や、民間金融機関の対応等に関する情報提供は、金融庁・金融サービス利用者相談室（03-5251-6811）、または、お近くの財務局へ。

なお、金融庁及び財務局では、金融機関との間の個別トラブルについては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、あらかじめご了承ください。